

市立ひらかた病院及び枚方市保健所駐車場の 管理運営を行う駐車場事業者の募集要項（仕様書）

令和 7 年 11 月

市立ひらかた病院

枚方市保健所

1. 募集の目的

市立ひらかた病院及び枚方市保健所では、駐車場の適正管理、自主財源の確保等を目的として専門的なノウハウを有する駐車場の管理運営事業者（以下、「事業者」という。）を公募する。

市立ひらかた病院（以下、「病院」という。）及び枚方市保健所（以下、「保健所」という。）は、応募資格の要件等を満たす事業者の中で、最高金額の行政財産使用料を提示した事業者を選定する。

病院並びに保健所は、選定した事業者にそれぞれ行政財産目的外使用許可を付与し、事業者から行政財産使用料を徴収することで、事業者による2施設駐車場の一体的な管理運営を実施する。

2. 対象駐車場の概要等

（1）病院（対象駐車場概略図（1）病院対象駐車場詳細図参照）

- ① 所在地番：枚方市禁野本町2丁目1844 - 4
- ② 開場時間：24時間365日
- ③ 面積：5,648.01㎡（自動車・原付自転車駐車場5,447.93㎡＋自転車駐車場200.08㎡）から緑地や歩道などを除く4,535.90㎡（自動車・自動二輪車駐車場4,348.70㎡＋自転車駐車場187.20㎡）を使用を許可する駐車場面積とする。
- ④ 自動車収容台数：179台

（2）保健所（対象駐車場概略図（2）保健所対象駐車場詳細図参照）

- ① 所在地番：枚方市禁野本町2丁目1842－1・枚方市禁野本町2丁目1843
- ② 開場時間：24時間365日
- ③ 面積：自動車駐車場1897.72㎡。この内、使用を許可する駐車場面積は、1769.00㎡。
- ④ 自動車収容台数：69台

3. 管理運営の条件等

（1）管理運営の条件

① 事業者の施設使用形態

事業者は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けた部分を使用するものとする。

② 使用許可の期間

病院の使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

保健所の使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とし、以降1年ごとに4回更新するものとする。

③ 行政財産使用料

応募事業者が提案した最高金額（年額）とする。ただし、病院及び保健所が設定する最低使用料

16,161,152円（年額）以上の金額であること。※当該土地価額×基本率×（当該土地のうち使用させる部分の面積／当該土地の面積）

行政財産使用料は、年度ごとに当該年度分を病院及び保健所が指定する期日までに納入すること。

- ④ 事業者は、使用許可期間が満了するとき、または「11. 使用許可の取消しと辞退」の規定により使用許可の取消しや辞退した場合は、物件を現状または病院または保健所が指示する状態に回復して返還すること。また、速やかに新たな事業者との業務引き継ぎを行うこと。

- ⑤ 利用料金の徴収

駐車場の利用料金は「6. 駐車場の料金体系」に基づいて、事業者が徴収するものとする。

- ⑥ その他の費用

駐車場の管理運営に伴う電気料金は、事業者自らが設置する子メーターにより請求時点の関西電力の料金算定方法により計算した額を、病院と保健所の請求に基づき負担すること。なお、事業者が行う駐車場の整備工事に係る費用（「4. 駐車場の整備」参照）は事業者負担とするが、整備工事に係る光熱水費は、病院及び保健所が負担するものとする。

(2) 使用上の制限

- ① 事業者は、使用許可に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入もしくは担保に供し、または営業の委託もしくは名義貸しをしてはならない。ただし、あらかじめ病院、または保健所に書面で申し入れ承諾を得た場合はこの限りではない。
- ② 事業者は、対象用地の使用にあたり、当該土地の形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ病院、または保健所に書面で申し入れ承諾を得た場合はこの限りではない。
- ③ 事業者は、対象用地及び設置した工作物を病院及び保健所駐車場以外の用途に使用してはならない。
- ④ 事業者は、対象用地に「4. 駐車場の整備」で指示する機器等以外の建物や自動販売機等を設置してはならない。

(3) 事業者の義務

- ① 事業者は、善良なる管理者の注意をもって対象用地を使用すること。
- ② 事業者は、対象用地における駐車場の管理運営の一切について責任を負うこと。
- ③ 事業者は、病院及び保健所が対象用地の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守すること。
- ④ 事業者は、対象用地の使用に当たっては、近隣住民の迷惑にならないよう十分に配慮するとともに、求めがあった場合は必要な説明を行うこと。
- ⑤ 事業者は、駐車場の管理運営にあたり、病院、保健所、または、第三者に損害を与えた場合は、すべて事業者の責任において、その損害を賠償しなければならない。

4. 駐車場の整備

(1) 駐車場の整備（2施設共通）

- ① 自動車駐車場出入口には、ゲートを設置し、入口には発券機、出口には精算機を取り付け、雨天時に利用者が雨に濡れないよう屋根やひさし等を設けること。また、トラブル等の発生時には、

事業者と駐車場利用者が24時間365日直接連絡できるよう防犯カメラ及び電話もしくはインターホンを取り付け、必要に応じて遠隔操作によりゲートの開閉ができること。

- ② ナンバープレート読み取り式等の最新システム等を導入する場合は、③の条件を満たすものとし、6. 駐車場の料金体系（1）の「受診者等」及び「保健所利用者」と「利用料金を無料とする者」への対応については、病院及び保健所に事前に協議を行い、処理業務に負担がかからない方法とすること。
- ③ 病院建物内、及び保健所建物内には、高額紙幣及びクレジットカードに対応できる事前精算機1台を設置すること。事前精算機のトラブル等の発生時には、事業者と駐車場利用者が24時間365日直接連絡できるよう防犯カメラ及び電話もしくはインターホンを取り付けること。また「6. 駐車場の料金体系（1）の「受診者等」、「保健所利用者」及び「利用料金を無料とする者」への対応ができる認証機9台をそれぞれ設置すること。なお、設置場所及び設置に係る作業日等については、病院及び保健所と協議すること。
- ④ 電光表示による満空表示設備をはじめ、精算機の操作説明、料金体系の表示、故障・問合せ時の緊急連絡先の表示等を設置すること。なお、設置箇所は、病院及び保健所側と協議の上、各駐車場に2箇所以上設置すること。
- ⑤ 事業者が任意に看板等サインを設置する場合は、病院または保健所駐車場であることを明確に示すものであること。なお、事業者名、またはロゴマークの大きさは、駐車場の表示を上回るものでないことなど、公の施設としての設置目的や位置付け等を踏まえたものとする。また、1枚の看板等サインに挿入できるロゴマークは1つまでとし、デザインは公序良俗に反しないものであること。詳細は、病院及び保健所と協議すること。
- ⑥ 精算機の屋根やひさし等の形や管理（防犯）カメラ等を設置する場所については、病院、保健所と協議すること。
- ⑦ 駐車場の位置情報、満空情報をスマートフォンや携帯電話などで確認できる仕組みを構築すること。
- ⑧ 駐車場法第12条に基づく路外駐車場設置届、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第1号）第12条第1項の規定に基づく届出等駐車場運営に関して、必要な行政手続きを事業者の費用負担で行うこと。
- ⑨ 看板の設置に伴い、屋外広告物条例の手続きが必要な場合は、関係行政機関と協議し、必要な手続きを行うこと。
- ⑩ 「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度協力施設における運用の手引き」に準じ、整備及び登録作業を行うこと。

(2) 病院における駐車場の整備

- ① 50ccを超える普通自動二輪車・大型自動二輪車は、駐車場を供用するため、出口ゲートの設置方法に注意すること。
- ② 50c以下の原動機付自転車駐車場には、チェーン式バイクロック装置を18台分と電話もしくはインターホン付きの精算機、自転車駐車場には、チェーン式自転車ロック装置104台分と電話もしくはインターホン付きの精算機を設置すること。なお、より機能的なロック装置がある場合は、事業

者から提案すること。また「6. 駐車場の料金体系（2）」の「利用料金を無料とする者」への対応ができるものとする。

(3) 保健所における駐車場の整備

- ① 125ccを超える普通自動二輪車・大型自動二輪車は、駐車場を供用するため、出口ゲートの設置方法に注意すること。
- ② 駐車場法等関連する法令等に基づき、駐車枠の引き直し、車止めの整備、車路の誘導用路面表示、車いす使用者駐車区画^{※1}の表示、ゆずりあい駐車区画の表示^{※2}とともに、これに伴う廃棄物を撤去、処分すること。なお、車いす使用区画等の場所等については、保健所と協議すること。
※1・※2：「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度協力施設における運用の手引き」に準じ、登録作業も合わせて行なうものとする。

5. 駐車場の管理運営

(1) 駐車場の管理運営（2施設共通）

- ① 事業者は、常にサービスの向上に努めるとともに、トラブルの未然防止対策や万一トラブルが発生したときの危機管理体制を確保すること。
- ② 苦情・盗難等のトラブルが発生した場合は、速やかに事業者の責任で迅速かつ丁寧に現地対応すること。
- ③ 事故等の発生を覚知したときは、速やかに警察・消防への通報など必要な措置を講じること。
- ④ 電話もしくはインターホンで対応するオペレーターは、一般常識を持ち応対マナーに優れ、管理運営業務に必要な基本的知識、技能、及び電話対応スキルを有すること。
- ⑤ 駐車場内における放置車両や長期駐車車両への対処は、事業者の責任において行うこと。
- ⑥ 病院利用者が保健所駐車場を利用することも、保健所利用者が病院駐車場を利用することも可とすること。
- ⑦ 利用料金は、利用する施設の料金表の料金設定によることとし、その認証は利用施設内の認証機等で行い、精算・支払いは事前精算機及び駐車場の出口にある精算機いずれでも可能なものとする。なお、認証については、病院及び保健所で実施する。
- ⑧ 一般利用者に係る利用料金は、どちらの施設を利用しても同額の料金体系とすること。なお、病院のロータリー一部分に設置する車いす用駐車場は、病院が管理運営する。
- ⑨ 事業者が整備した機器類及び駐車場管理運営に係る工作物は、駐車場の利用に支障を来たさないよう保守・点検を行うこと。
- ⑩ 駐車場の売上金の回収、釣銭の補充、消耗品の補充等の維持管理は、駐車場の利用に支障を来たさないよう事業者の責任で行うこと。また、駐車券やコインつまり、ゲートバーの破損など機器に不具合が発生したときは、24時間365日現地での対応も含め対応すること。なお、病院または保健所で整備した既存の工作物等の修繕が必要となった場合は、各施設側で対応するものとする。
- ⑪ 駐車場の利用に支障を来たさないよう駐車場内の清掃等を行い、常に良好な環境を維持すること。また、駐車場内で発生した廃棄物は事業者の責任で回収・処分すること。
- ⑫ 駐車台数・売上金額の実績や管理運営状況など、必要な月次報告書を提出すること。また、必要

に応じて病院及び保健所の施設管理者との会議を開催し、会議の議事録を作成すること。

- ⑬ 事業者は関係法令及び市が定める関係条件等を遵守し、適法かつ適切な駐車場の整備、管理運営を行うこと。

(2) 病院における駐車場の管理運営

- ① 病院の駐車場は、グラスパーキング（芝生化駐車場の内、芝面積は 950 m²）であるため、芝生が枯損しないよう必要に応じて散水、施肥及び目土を行い適切に維持管理すること。なお、これに係る上水道の使用料は、病院が負担するものとする。
- ② 災害等により病院が講じる対策については事業者へ通知し、事業者はその対策に協力するものとする。

(3) 保健所における駐車場の管理運営

使用許可駐車場エリア内の柱やそのエリアに隣接する壁、フェンス等については、駐車場運営に支障がないよう保全に努めること。物件に関しては、現状有姿により引き渡すものとする。

(4) 過去 3 年間の利用実績（別紙の通り）

6. 駐車場の料金体系

- (1) 自動車及び排気量 50 cc を超えるバイクの料金は、次のとおり設定すること。

【病院駐車場】

病院利用者	受診者等	無料	当日 24 時までに限り 200 円	21 時～翌 7 時 100 円/h
	一般利用者		現在の利用料を超えない料金設定	

「受診者等」：外来受診者、人間ドック利用者、健康相談、健康講座受講者等

「一般利用者」：見舞いやその他目的利用

【保健所駐車場】

【保健所駐車場】			
保健所利用者	無料	入庫後 60 分まで	21 時～翌 7 時 100 円 / h
		現在の利用料を超えない料金設定	

- ① 一般利用者及び保健所利用者の料金については、現在の利用料金（300 円/h、当日 24 時までに最大 1,200 円（月～金）、600 円（土日祝）、21 時～翌 7 時まで 100 円/h）を超えない範囲で設定すること。
- ② 病院利用者の自動車及び排気量 50 cc を超える自動二輪車の料金設定は同じ料金設定とすること。
- ③ 「保健所利用者」について、認証機の利用により、60 分間を無料にすることができること。
- ④ 次の利用者は、当日に限り無料とすること、なお、午前 0 時前に入庫し、日付けをまたいで退出するなど、翌日分の利用料を徴収することが適切でないと枚方市（病院含む。）が判断したもの

は、翌日分の利用料も無料とすること。

(ア)「受診者等」及び「保健所利用者」のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、及びこれに類する手帳等の所持者（戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、小児慢性特定疾患医療受給者証、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、難病患者医療助成受給確認証）。

(イ) 病院への入退院当日の患者・手術当日の待機家族及び枚方市が個別通知した者（親子教室参加者等）。

(ウ) 医師が必要と判断し、説明を受けた「受診者」及びその家族。

(エ) 北河内こども夜間救急センター受診者及び枚方休日急病診療所、枚方休日歯科急病診療所の受診者。

(オ) 応援医師など病院が招聘した関係者等。

(カ) 枚方市（病院含む。）が特別の理由があると認めた者。

(2) 自転車及び排気量 50 cc 以下のバイクは、次のとおり設定すること。

【病院駐輪場】		入庫後 30 分まで		
病院利用者	自転車（受診者等）	無料	当日 24 時まで無料	21 時～翌 7 時 100 円/ h
	自転車（一般利用者）		現在の利用料を超えない料金設定	
	50 cc 以下のバイク（受診者等）		当日 24 時まで無料	
	50 cc 以下のバイク（一般利用者）		現在の利用料を超えない料金設定	

「受診者等」：外来受診者、人間ドック利用者、健康相談、健康講座受講者等

「一般利用者」：見舞いやその他目的利用

① 病院の一般利用者の自転車及び 50cc 以下のバイクは現在の利用料金（当日 24 時まで 100 円、50 cc 以下のバイクは 24 時まで 200 円）を超えない範囲で設定すること。

② 次の利用者は、当日に限り無料とすること、なお、午前 0 時前に入庫し、日付をまたいで退出するなど、翌日分の利用料を徴収することが適切でないと枚方市（病院含む。）が判断したものは、翌日分の利用料も無料とすること。

(ア)「受診者等」及び「保健所利用者」のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、及びこれに類する手帳等の所持者（戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、小児慢性特定疾患医療受給者証、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、難病患者医療助成受給確認証）。

(イ) 病院への入退院当日の患者・手術当日の待機家族及び枚方市が個別通知した者（親子教室参加者等）。

(ウ) 医師が必要と判断し、説明を受けた「受診者」及びその家族。

(エ) 北河内こども夜間救急センター受診者及び枚方休日急病診療所、枚方休日歯科急病診療所の

受診者。

(オ) 応援医師など病院が招聘した関係者等。

(カ) 枚方市（病院含む。）が特別の理由があると認めた者。

(3) 月極利用

事業者の提案により、利用状況を踏まえた上で、病院が指定する職員と月極利用（月額 10,000 円程度）の個別契約ができるものとする。

7. 応募資格要件

(1) 基本要件

過去 5 年以上駐車場の管理運営業務の実績があり、かつ、過去 3 年以内に病院駐車場の管理運営実績があること。

(2) 資格制限

次の要件をすべて満たす者に限る。

- ① 国税及び枚方市における地方税の未納がないこと。
- ② 事業者は法人であること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- ④ 駐車場法（平成 29 年法律第 26 号）の規定に違反し、または駐車場法に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、または指示、命令等の履行を終えた日から 3 年を経過しない者でないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること（同令第 167 条の第 1 項において準用する場合も含む）。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更制手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていないものであること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申し立てをしなかった者又は申し立てをなされなかった者とみなす。

8. 応募の手続き等

(1) 応募の受付

日時：令和 7 年 12 月 5 日（金）から 令和 7 年 12 月 12 日（金）の午前 10 時～午後 4 時

場所：市立ひらかた病院 病院事務局 総務課（枚方市禁野本町 2 丁目 14 番 1 号）

応募者は、受付期間内に応募に必要な書類を受付場所へ直接持参すること。

郵送、FAX、Eメール等による申込みは不可とする。

応募に必要な書類に不備がある場合は、修正を求めることがあるが、これにより受付期間中に応募することができなくなったとしても、一切、責任を負わない。なお、企画提案書（様式④）については、内容が判読できないよう封入した状態で提出すること（「9. 事業者の選定（2）」参照）

(2) 応募に必要な書類

- ① 応募申込書（様式①）
- ② 誓約書（様式②）
- ③ 駐車場管理運営実績報告書（様式③）及び運営実績を証明する書類（写し可）
- ④ 企画提案書（様式④）
- ⑤ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿、または法人登記簿謄本（原本）
- ⑥ 発行後3ヶ月以内の印鑑証明書、または印鑑登録証明書（原本）
- ⑦ 発行から3ヶ月以内の税証明書（原本）

国税は、申告所得税、または法人税及び消費税について未納税額がないことを証明する納税証明書、地方税は、枚方市における完納証明書を提出すること（他の市町村の場合は提出不要）。

- ⑧ 事業者の会社または法人概要（パンフレット等）及び担当者名刺

※ 応募に必要な様式等は、以下のホームページからダウンロードすること。

- 枚方市ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp>
「駐車場事業者募集」で検索
- 市立ひらかた病院ホームページ <https://hirakatacity-hp.osaka.jp/>
「重要なお知らせ」

(3) 現地見学

事前の申し込みにより、現地見学の機会を設ける。

- ① 日程：令和7年11月19日(水)及び 令和7年11月21日(金)
時間帯は、午後3時～午後4時30分の内、30分を限度とする。
- ② 人数：1事業者当り3名以内とする。
- ③ 申込：令和7年11月12日(水)正午までに、FAXにて現地見学申込書（様式⑥）を送信の上、その旨電話連絡すること。
市立ひらかた病院事務局 総務課
FAX 072-847-2825 電話 072-847-2821
- ④ 通知：令和7年11月14日(金)午後までに現地見学通知書（様式⑦）をFAXにて個別送信する。
なお、同日17時までにFAXが届かない場合は、電話にて問い合わせること。

(4) 質疑の受付

締切日時：令和7年12月1日(月)午後4時まで

本募集要項（仕様書）の内容に関して質疑がある場合は、質疑書（様式⑤）によりEメールで提出すること。電話・FAX・口頭による質疑は不可とする。なお、質疑は、「3. 応募資格要件」に示す要件をすべて備えた事業者からのみ受け付ける。

※質疑に必要な様式は、以下のホームページからダウンロードすること。

- 枚方市ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp>
「駐車場事業者募集」で検索
- 市立ひらかた病院ホームページ <https://hirakatacity-hp.osaka.jp/>
「重要なお知らせ」
- 質疑送信先：bysoumu@city.hirakata.osaka.jp

(5) 質疑に対する回答

令和7年12月3日(水)午後4時までに、質疑とそれに対する回答を枚方市ホームページ及び病院ホームページに掲載する。なお、再質疑は受け付けないものとする。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募及び使用許可の手續きに関する一切の費用については、応募者の負担とする。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しないものとする。なお、提出書類は、今回の事業者選定以外の目的には使用しない。
- ③ その他、この募集要項に記載のない事由が発生した場合は病院または保健所及び設置事業者の双方で協議を行い決定する。

9. 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法

応募事業者の内、最高金額の年間行政財産使用料を提案した事業者を選定する。ただし、病院と保健所が設定する最低使用料 16,161,152 円（年額）以上の金額であること。

なお、同額の最高金額の提案が2者以上ある場合は、くじにより選定する。

(2) 企画提案書（様式④）の開封

次の日程で企画提案書（様式④）を開封し、事業者を選定する。なお、事業者の参加は任意とする。

日時：令和7年12月18日(木)午後1時30分から

場所：病院 3 階 第1会議室

すべての応募者には、選定した事業社名、当該応募者の順位について、同日中に連絡を行うものとする。

(3) 失格要件

次の失格要件に該当すると認められる場合は、失格とする。

- ① 企画提案書の料金設定の提案内容が、周辺有料駐車場や市営駐車場等の均衡や社会通念を配慮していないと判断した場合。
- ② 提出書類の内容が、本募集要項（仕様書）の示す要件を満たしていないと判断した場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合。
- ④ その他、不正行為があったと認められる場合。

10. 事業者決定後の日程

(1) 使用許可申請書の提出

令和7年12月26日(金)までに提出すること。なお、使用許可申請者は、応募申込書に記載された名義人に限る。

(2) 使用許可書の交付

令和 8 年 2 月 2 日(月)までに使用許可書を交付予定。

(3) 行政財産使用料の納入

使用許可書の交付後、病院並びに保健所が発行する納入通知書により行政財産使用料を納入すること
(令和 8 年 3 月 19 日(木)までを予定)。なお、一度納付された行政財産使用料は還付しない。

(4) 精算機等の設置 (2 施設共通)

令和 8 年 2 月 2 日(月)以降に病院及び保健所と駐車場運営に係る事前協議を行い、駐車場に必要な設備の入替については、現使用者である「タイムズ 2 4」と業務引継を行い、令和 8 年 3 月 31 日(火)までに駐車場管理に必要な機器、看板等の設置工事を実施すること。

なお、整備工事については、利用台数が少ない土・日・祝日に実施すること。

11. 使用許可の取消しと辞退

次のいずれかに該当する場合は、使用許可の取消し、または一時的に中断することがある。また、使用許可の辞退を希望するときは、保健所の使用許可更新時の 6 ヶ月前までに、病院及び保健所に書面で申し出ること。

(1) 公用または公共用に供するために必要が生じたとき。

(2) 補修工事等を行うため、臨時的に休場する必要が生じたとき。

(3) 事業者が使用許可の条件に違反したとき。

(4) 正当な理由なく、指定する期日までに行政財産使用料を納入しなかった場合や、事業者の資金事情の変化等により駐車場の整備・管理運営の履行が確実でないと病院及び保健所が判断した場合。

(5) その他、法令に違反するなど著しく社会的信用を損ない、事業者として相応しくないと病院及び保健所が判断した場合。